

4-2 土壤汚染のおそれが生じた時期

土壤汚染のおそれが生じた時期は、昭和 41 年以降の衛生研究所、公害研究所(現健康生活科学研究所 健康科学研究センター)時期である。当該研究所では有害物質の使用があり、汚染のおそれが否定できない。表 4-2-1 に結果をまとめる。

表4-2-1 年代別の土地の利用履歴等調査結果

年代	土地の利用方法	土壤汚染の可能性の所見
明治14年～ 明治40年	農地、住宅 所有者:個人所有	有害物質の使用がないため、 汚染のおそれはない。
明治40年～ 昭和41年	燐寸工場 所有者:日本燐寸製造 (日本農林工業)	燐寸の製造原料に有害物質使用が含まれていないため、汚 染のおそれはない。
昭和41年～ 現在	衛生研究所、公害研究所(現健康生活 科学研究所 健康科学研究センター) 所有者:兵庫県	有害物質の使用履歴があり、汚染のおそれが否定できない。 項目:第一種～第三種特定有害物質 全25項目

4-3 土壤汚染のおそれの評価

土壤汚染のおそれの評価を表 4-3-1 に示す。

汚染のおそれの対象となる有害物質の項目は、調査結果から土壤汚染対策法に規定された全 25 項目とした。

有害物質使用特定施設は本館の地下 1 階～屋上に設置されているが、地下 1 階の下にピットがあり、実質地下 2 階構造となっている。そのためこれら特定施設からの有害物質漏洩、流失事故があった場合でも、ただちに土壤汚染につながるおそれは低いと考え、「おせんのおそれが少ないと認められる土地」と判断した。

表4-3-1 土壤汚染のおそれの評価

対象範囲	評価	対象有害物質	土壤汚染のおそれの評価
本館	当該建物は有害物質使用特定施設があり、有害物質を含む試薬を使用している。ただしこれら施設のある建物の地下1階下部には全面にピットがある。	第一種～第三種 特定有害物質全25項目	土壤汚染が存在するお それが少ないと認めら れる土地
別館	当該建物は過去に有害物質使用特定施設の設置があり、有害物質を含む試薬を使用履歴がある。	第一種～第三種 特定有害物質全25項目	土壤汚染の存在するお それが比較的多いと認 められる土地
屋外排水経路	有害物質使用特定施設に接続しており、漏洩により汚染のおそれがある。	第一種～第三種 特定有害物質全25項目	土壤汚染の存在するお それが比較的多いと認 められる土地
上記を除く 調査範囲	有害物質を取り扱っていた施設から全く独立しておらず、同一の事業目的の達成に利用している土地である。	第一種～第三種 特定有害物質全25項目	土壤汚染が存在するお それが少ないと認めら れる土地

4-3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表面の場合の評価

第一種～第三種特定有害物質を対象とした土壌汚染のおそれの区分を示す。

(1) 「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」の範囲

- ・ 別館
- ・ 本館周囲にある排水経路(架空配管部分)

(2) 「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」の範囲

- ・ 上記以外の範囲

図 4-3-1 に土壌汚染のおそれの各区分を示す。

4-3-2 汚染のおそれが生じた場所の位置が地下配管底部の場合の評価

第一種～第三種特定有害物質を対象とした土壌汚染のおそれの区分を示す。

1) 「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」の範囲

- ・ 排水経路(地下配管部分)

2) 「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」の範囲

- ・ 上記以外の範囲

図 4-3-2 に土壌汚染のおそれの各区分を示す。

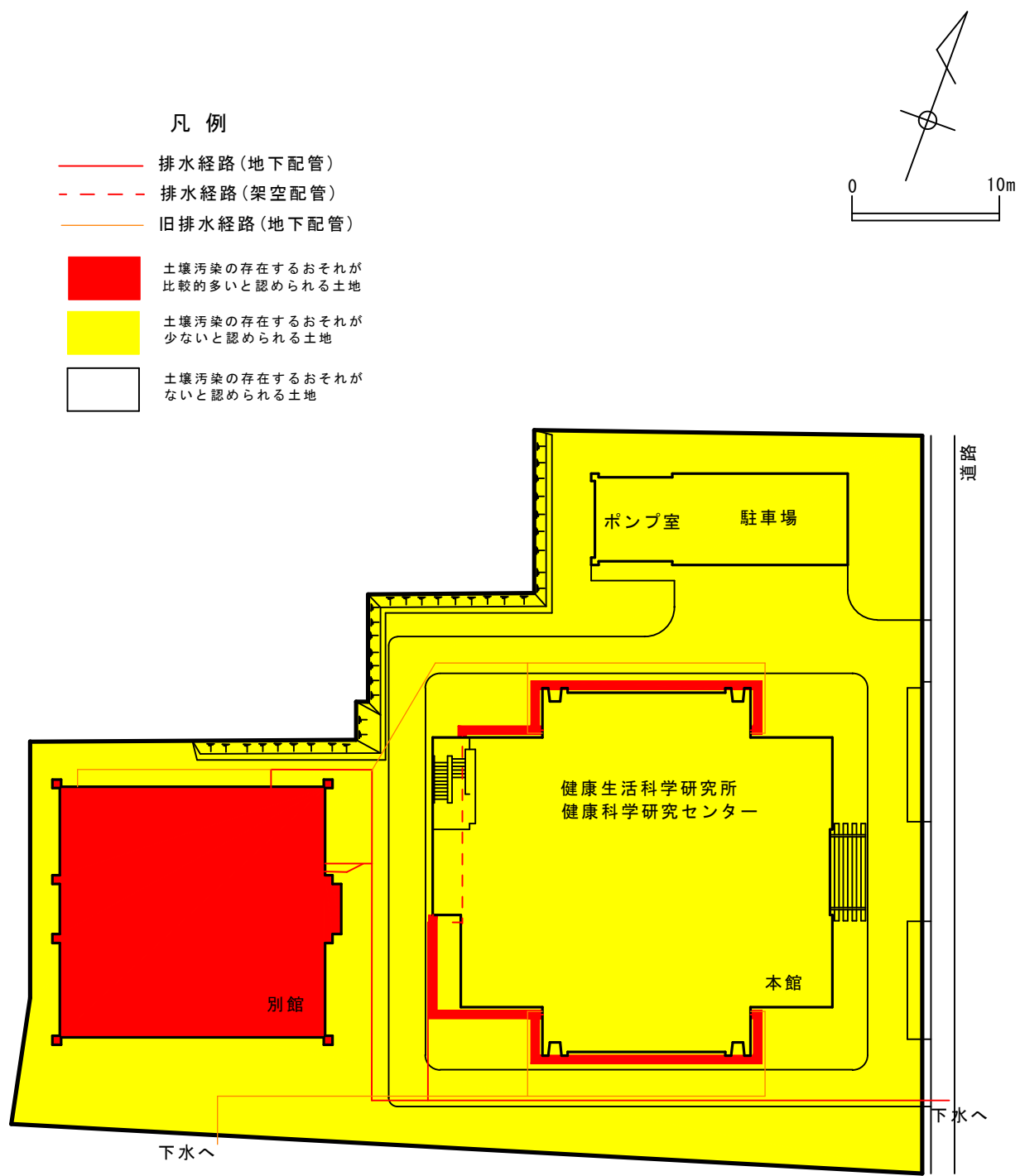


図4-3-1 土壌汚染のおそれの区分の分類

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置：地表面

対象項目：第一種～第三種特定有害物質 全25項目

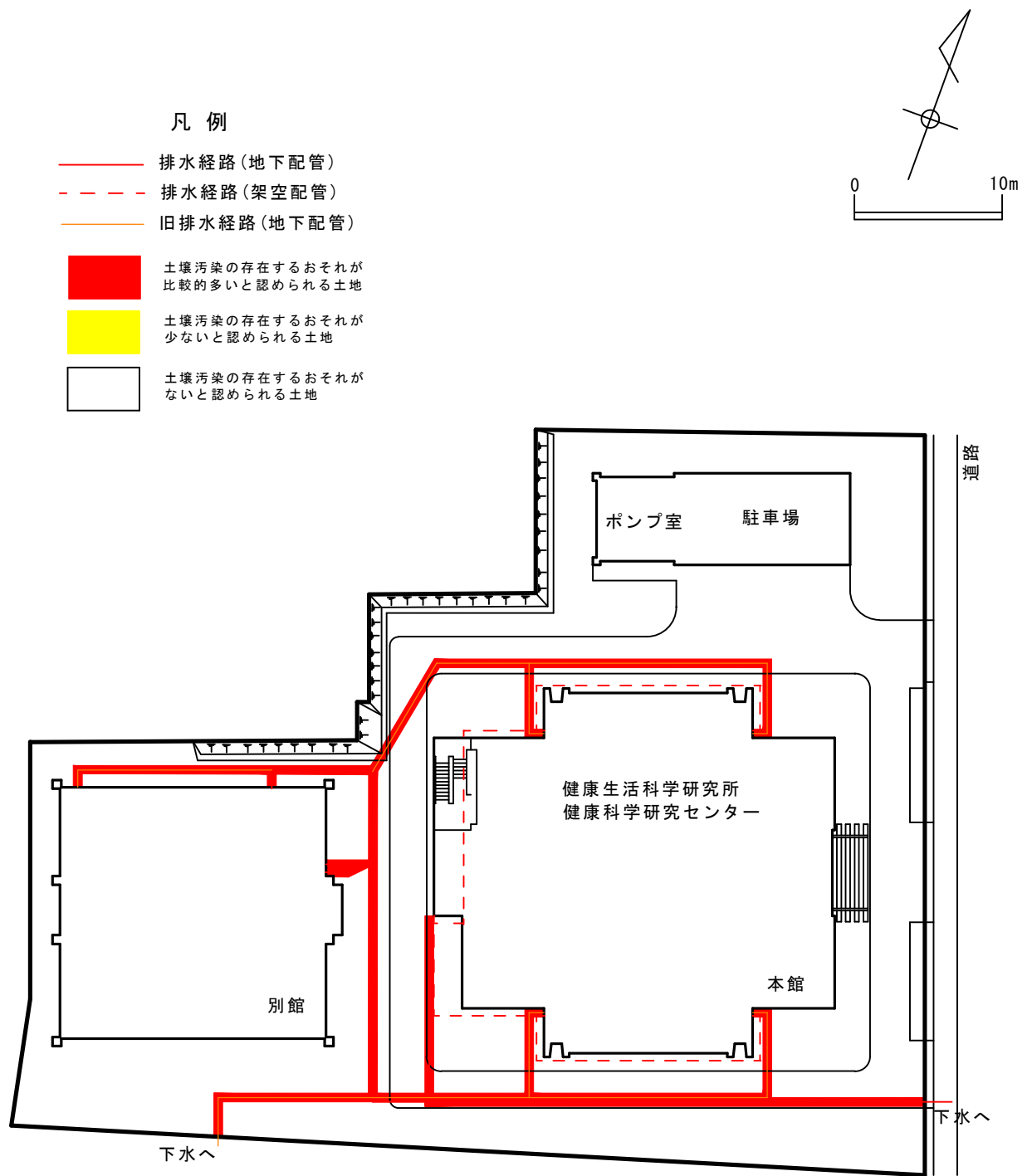


図4-3-2 土壌汚染のおそれの区分の分類

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置：地下配管底部
対象項目：第一種～第三種特定有害物質 全25項目